

## 第8節 火山災害対策

全部署

### 第1 火山災害に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、本町に近いのは浅間山である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害は考えられるので、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

#### 1 火山災害に強いまちの形成

- (1) 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
- (2) 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努める。
- (3) 火山の特性から、噴石の落下が予想される等の場合には、退避壕その他退避施設の整備を推進する。
- (4) 警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進する。
- (5) 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

#### 2 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

#### 3 ライフライン施設等の機能の確保

上水道等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

#### 4 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

#### 5 災害応急対策等への備え

災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

### 第2 災害発生直前対策

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ住民に対する噴火警報・予報等の伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

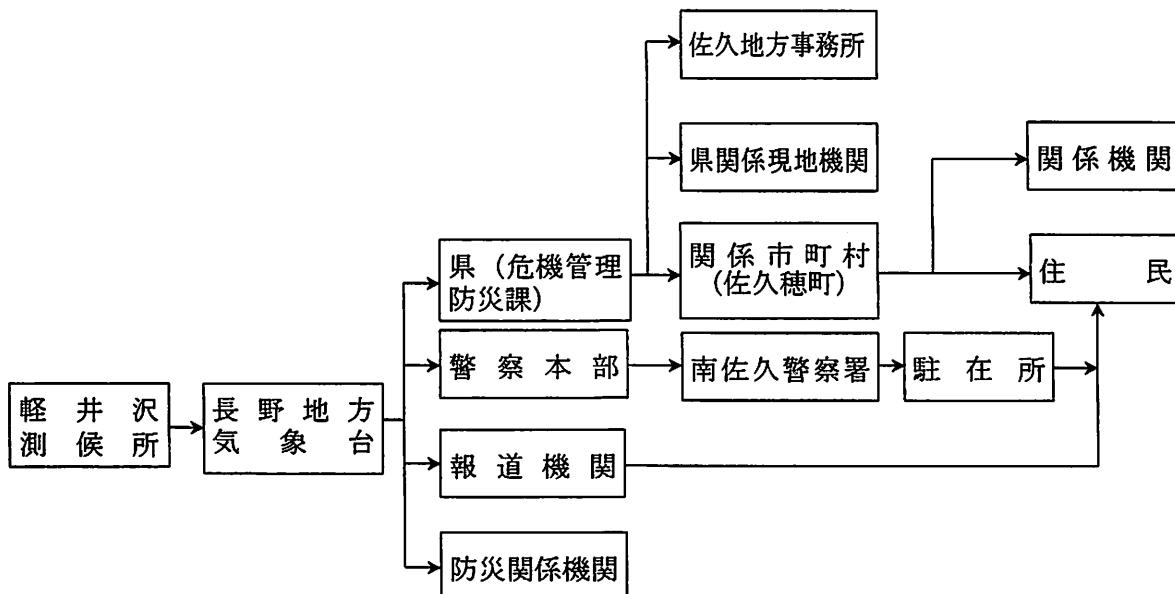
#### 1 住民に対する情報の伝達体制の整備

噴火警報・予報等の発表の基準、伝達の経路については、次図のとおりであるが、町は、県  
〔佐久穂防〕

及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。

噴火警報・予報等の伝達系統図

《浅間山に関するもの》

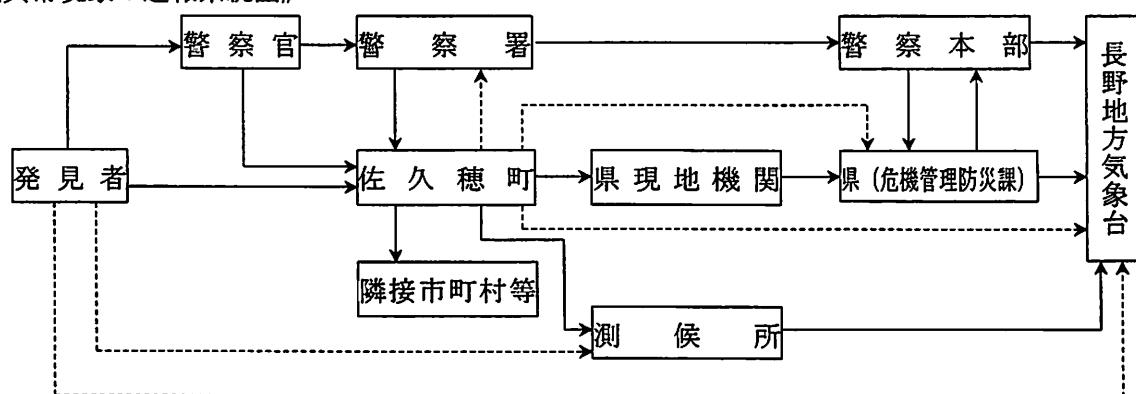


(注1) 「防災関係機関」とは、次の機関をいう。

北陸地方整備局千曲川河川事務所、関東地方整備局長野国道事務所、中部森林管理局、東日本電信電話(株)長野支店、東日本旅客鉄道(株)長野支店、中部電力(株)長野支店、東京電力(株)山梨支店

(注2) 「関係機関」とは、佐久穂町地域防災計画に定める、町の機関(出先機関、消防団、小中学校など)及び防災上関連のある機関をいう。

《異常現象の通報系統図》



(-----は、副系統を示す。)

## 2 避難誘導体制の整備

町は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ防災対応や避難計画を作成しておく。

(避難誘導体制については第2編第1章第12節「避難収容活動計画」に準ずる。)

## (1) 噴火警報・予報

**噴火警報**：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

**噴火予報**：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

## 噴火警報及び噴火予報の発表基準等（浅間山）

予報及び 警報の名称	略称	発表基準	レベル	警戒事項等
噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5	避難
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4	避難準備
噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3	入山規制
		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2	火口周辺規制
噴火予報	—	噴火活動が静穏な状態が予想される場合（噴火警報解除時）	レベル1	平常

## (2) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に発表する。

## (3) 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で定期的に、または必要に応じ作成し発表する。

## 第3 災害応急対策計画

火山噴火により地域住民、観光者等が被災し、又は被災するおそれのある場合は、防災関係機関の団体の協力を求め応急の措置を講ずるものとする。

## 1 災害情報の収集及び伝達

火山災害に関する情報は、応急対策を実施するうえで不可欠のものであるが、現場は、山岳地であり、有線による情報の収集及び伝達は、極めて困難になるものと思われる。したがって県、町、消防機関その他の防災関係機関の無線装置を有効的に配備することによって、情報の

収集及び伝達に努める。

収集及び伝達する情報の事項は次のとおりとする。

- (1) 人的被害及び住居被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 住民等の避難の状況
- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲等
- (6) 避難道路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

## 2 町における活動体制

火山災害時における職員の動員・活動体制については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に準ずる。

## 3 救助・救急、医療活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるとおり救助・救急、医療活動を実施する。

## 4 自衛隊災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第6節「自衛隊災害派遣活動」の定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

## 5 広域応援要請

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県への応援を要請する。